

寄附、ありがとうございます
でございます

12月1日(水)、(株)スーパームリナガ(堤浩一代表取締役)様から市へ20万円の寄附をいただきました。

同社は、社会貢献の一環として、環境保全に活用してほしいと、店舗を置く自治体に寄附をされています。

いただいた寄附金は、市で環境衛生のために、有効に活用させていただきます。



【問合せ】財政課

用度・管財係(牛津庁舎)
担当 池田・江里口

☎ 63-8804

マスクの寄贈ありがとうございます
でございます

12月15日(水)、(株)ティオテクノ(森繁章社長)様からマスク5万4千枚が寄贈されました。

市長は、「これからインフルエンザが流行する兆しがあります。予防することが何より大切ですので、集団生活をしている学校などを中心に配布し、有効に活用させていただきます。」と感謝の気持ちを述べ受け取りました。



【問合せ】健康増進課

(二日月庁舎)
担当 島ノ江・森永

☎ 73-8822

要介護認定をもとに
障害者控除対象者の
認定を行います

身体障害者手帳等の交付を受けている方は、所得税・住民税の所得控除を受けられますが、身体障害者手帳等をお持ちでない方も、確定申告をすれば障害者控除が受けられます。

対象者は、介護保険の要介護認定に係る調査結果から、寝たきりや認知症の状態が一定の基準に該当し、常に介助や介護を要する方で、身体障害者等に準ずると認定された方です。

市では、対象者と認定された方に「障害者控除対象者認定書」を発行しますので、控除に該当すると思われる方は申請をお願いします。
なお、すでに身体障害者手帳等をお持ちの方は、認定書の交付を受ける必要はありません。

◆対象

65歳以上で要介護認定を受

けている方。

◆申請者

課税されている対象者本人又は、対象者を扶養している方で課税されている方。

◆申請方法

対象者の介護保険被保険者証と印鑑を持参のうえ、福祉課高齢福祉係で申請を行ってください。

認定結果の交付には1週間程度かかります。

※要介護認定を受けていても、必ずしも認定書の発行が受けられるとは限りません。

【問合せ】福祉課

高齢福祉係(三日月庁舎)
担当 渡邊・下村

☎ 73-8820



「親子マナー教室」
参加者募集

心豊かに生活していくための知恵であるマナーを親子で学んでみませんか！
これからの生活にきつと役立つはずですよ。

◆日程・内容

- ・第1回 2月19日(土) (3回通しての教室です。)
- ・第2回 2月27日(日) 和のふるまいと絵手紙
- ・第3回 3月5日(土) 和食をいただく

◆時間 午前10時～12時

(第3回目のみ13時まで)

◆場所 ドウイング三日月

◆対象 市内在住の親子

先着30人

(子どもは原則として小学生)

◆参加費 実費(材料費 他)

◆申込期限 2月10日(木)

【申込み・問合せ】

小城市教育委員会
生涯学習課

担当 西岡・筒井

☎ 73-8808